



札幌市告示第 6794 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

令和元年 12 月 20 日

札幌市長 秋 元 克 広



記

- 1 契約担当部局 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市環境局環境事業部総務課庶務係 電話(011)211-2906
- 2 入札に付する事項
 - (1) 特定役務の名称
篠路破碎工場可燃物等運搬業務
 - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 履行期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで
 - (4) 履行場所 仕様書による。
 - (5) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするが、契約金額は入札書に記載されたそれぞれの単価に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（延長業務を除く単価については、当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
入札書に記載する単価は 1 円以上 1 円単位とし、単価が空欄若しくは 0 円で入札されたものは無効とする。
- 3 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 平成 30～32 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「廃棄物処理業」に登録されている者であること。
なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとするものは、下記 5 (4) の入札書の受領期限日の前日から起算して 10 日前の日までに、次のとおり申請する必要がある。
ア 申請先 札幌市財政局管財部契約管理課(札幌市中央区北 1 条西 2 丁目)
電話 011-211-2152
イ 申請に必要な書類の入手方法 上記アの場所で交付するほか、下記 URL のホームページからダウンロードできる。
http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html
 - (3) 仕様書に記載のある車両の確保が可能な者としての証明（車検証写、車両確保に関する計画書等）を提出できること。
 - (4) 直前決算期が債務超過でないこと。
 - (5) 以下の 3 つの要件のうち、1 つでも満たしていること。
ア 直前 3 年間の経常利益の平均値がマイナスでないこと。
イ 直前の経常利益がマイナスでないこと。
ウ 自己資本比率が 40% 未満でないこと。
 - (6) 国又は地方公共団体が委託する同種業務を過去 5 年以内に履行した実績を有すること。
 - (7) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法

- による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと
- (8) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
 - (9) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札参加条件

- (1) この競争入札に参加を希望するものは、入札説明書に示す書類(上記 3(3)から(6)に掲げる競争参加資格を有することを証明する書類)を、下記の受領期限までに提出すること。なお、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 提出場所
上記 1 に同じ。
- (3) 提出期限
令和 2 年 2 月 7 日 (金) 17 時 00 分 (送付の場合は必着のこと。)

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記 1 に同じ。
- (2) 入札説明書について
環境局ホームページにて公開する。また希望するものには、上記 1 の場所にて交付する。
- (3) 現地説明会
希望者に対しては、現地にて説明を行うので、令和 2 年 1 月 10 日 (金) までに上記 1 に申し込むこと。詳細は入札説明書による。
- (4) 入札書の受領期限
令和 2 年 2 月 21 日 (金) 10 時 00 分 (送付の場合は必着のこと。)
- (5) 開札の日時及び場所
令和 2 年 2 月 21 日 (金) 13 時 25 分
札幌市役所本庁舎 12 階 環境局会議室

6 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 要。
契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して 5 日後(5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。
なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。
- (4) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望するものは、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならない。
- (5) 入札の無効 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法 札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定





価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 詳細は入札説明書による。
- (9) 本調達については、本調達に係る予算の成立を条件とする。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be procured:
Transportation of the combustible material, etc. of Shinoro crushing plant :1 set
- (2) Time limit for tender:10:00 on February 21(Fri), 2020
- (3) Contact point for the notice:General Affairs Section, Environmental Planning & Waste Management Department, Environmental Bureau, Sapporo Municipal Government, Kita 1-jo Nishi 2-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8611 Japan.TEL 011-211-2906